

令和4・5年度 「いくつになっても誰もが主役の介護予防事業」

成果水準書

1 業務名称

いくつになっても誰もが主役の介護予防事業

2 事業目的

高齢化社会の加速に伴い、介護が必要となるリスクの高い高齢者の増加が見込まれている中で、少子高齢化に伴う医療費等の現役世代の負担増、介護の担い手不足などが喫緊の課題となっている。これらの課題に対して、本市では、ニーズに応じた多様な介護予防ツールの提供や通いの場の充実、新たな担い手による支援体制が必要であると考えており、運動を主とする介護予防活動について、さまざまな事業に取り組み、一定の効果を上げている。一方で、各種調査結果等から、日常的な趣味といった運動を伴わない活動への潜在的ニーズも存在すると認識しており、運動を主とする介護予防活動に興味関心を示さない層へのアプローチも必須だと考えている。本事業は、こういった層を実際の趣味活動へ誘引しうる契機を提供すると共に、事業後においても、参加者が主体的に集まり、継続的な趣味活動を行っていきけるような支援を提供し、ひいては一人ひとりの自律的な地域や社会でのつながりに展開させることを目的としている。このような本市の目的を達成すべく、外出するきっかけづくりや介護予防に資する行動変容を促す事業について、民間のノウハウを活用して成果を高めていくため、成果連動型民間委託契約方式（PFS）を導入し、実施するものである。

3 業務概要

（1）業務概要

本事業は、主に以下2点の業務から構成するものとする。①高齢者の趣味獲得あるいは再開に誘引することを目的に、趣味の技能(ノウハウ)を習得しうる「きっかけづくりの場」を提供する。また、②「きっかけづくりの場」の参加者の中で、特に他者と共に行う趣味活動に参加していない状態の高齢者に対して、「自主グループ」(※定義は3(2)参照)の組成及び主体的な参加を強く働きかけ、あわせて活動の継続に資するフォローアップを行うことで、業務完了後も自律的に地域や社会における他者とのつながりを持ちながら、趣味活動を継続して行えるような行動変容及び習慣化のための取り組みを一体的に実施するもの。

(2) 自主グループの定義

本事業では、以下の項目を満たすものを「自主グループ」と定義する。

- ① 共通の趣味を持つ2人以上が、主体的に集まっているもの(代表者・役員等の有無は勘案しない)。
- ② 活動において、会話などを通じた他者とのコミュニケーションを図るもの。
- ③ 趣味活動を実践しているもの(スポーツや体操など一定強度の身体活動を伴う趣味、ボランティア活動、茶話会は除く)。

(3) 対象者

65歳以上の枚方市民を対象とする。その中で、本事業目的に照らし、以下項目に該当する者の事業参加を期待する。

- ① 運動を主とする介護予防活動に興味関心がない者。
- ② 趣味がない、または趣味はあるが共に活動を行う仲間がない者。
具体的には、本事業への参加時点で、「自主グループ」への参加が月1回以下であること望ましい。
- ③ 家族以外の他者との関わり(地域や社会とのつながり)が希薄な状態の者。
なお、業務内容(成果指標)によって、想定する対象要件が異なる点に留意されたい(詳細は、5(1)を参照)。

(4) 委託契約期間(業務実施期間)

契約締結日から令和6年3月31日とする。

4 目指す成果

本事業によって、3(3)の対象者が、趣味の技能(ノウハウ)を獲得するとともに、その中でも従前「自主グループ」への参加が月1回以下の者が、民間事業者のフォローアップのもと、他者とのコミュニケーションを介した趣味活動を6か月間、主体的に継続することで、業務終了後において、本市や民間事業者のサポートが無くとも、自律性と意欲をもって自主的に「自主グループ」を継続する高齢者の増加を目指す。

また、本業務によって新たに組成された「自主グループ」が、継続的に自走することで、本市が取り組む介護予防活動における地域資源となる事を副次的に期待する。

5 業務内容

本業務は、成果連動型民間委託契約方式(PFS)の手法を活用することから、下記(1)に基づく事業内容とするが、それぞれの実施手法は民間事業者の提案に委ねるものとする。ただし、下記(2)～(6)の業務は必ず実施すること。

(1) 事業者提案による業務

①「きっかけづくりの場」の提供

「きっかけづくりの場」は、3(3)を対象に民間事業者が企画・運営する教室やイベント等の総称と定義する。

本業務は、民間事業者の創意工夫による多彩な提案を求めることから、開催手法等について仕様に定めるものではないが、以下の要件を踏まえたものとする。

- ・ 趣味に関する啓発に留まらず、趣味の技能(ノウハウ)の獲得に資するものであり、それに必要な実施回数を確保すること。
- ・ 新規の「自主グループ」の組成もしくは既存の「自主グループ」に繋がるよう工夫すること。
- ・ 本事業の周知においては、民間事業者の持つチャネルやノウハウを活用する等、できる限り多くの対象者に情報が届くように効果的な広報宣伝活動を行うこと。

②「継続フォローアップ」の提供

本業務、「きっかけづくりの場」への参加時点において、「自主グループ」への参加が月1回以下であった者のうち、新たに「自主グループ」に参加した者を対象とする。

そのうえで、「継続フォローアップ」は、上記の対象者が、月1回以上の頻度で6か月以上「自主グループ」での活動を継続できることを主たる目的に、民間事業者が実施する「自主グループ」への参加・運営支援業務の総称と定義する。

本業務は、民間事業者の創意工夫による多彩な提案を求めることから、開催手法等について仕様に定めるものではないが、以下の要件を踏まえたものとする。

- ・ グループ活動は参加者自身が企画・開催するものであり、民間事業者はそれを支援するという関係にあること。
- ・ 対象者のニーズ等に応じてグループ活動の企画・運営や参加の呼びかけを行うなど、グループ活動が組成されやすい取組を行うこと。
- ・ 趣味に関する教材や課題、開催手法、組織運営といった民間事業者の持つコンテンツやノウハウを取り入れ、参加者の主体的かつ活発な「自主グループ」の活動が促進されるような支援内容であること。
- ・ 本業務の一環として、民間事業者がイベント・教室等を企画・実施することは差し支えないが、その場合、講師によるレクチャーや座学的な内容は必要最低限として、参加者同士がコミュニケーションを図りながら、主体的に趣味活動を実践できるものであること。
- ・ 「継続フォローアップ」の期間終了後も、参加者の自律的な「自主グループ」の活動継続に資するものであること。

なお、①と②に係る業務を通じて、高齢者が趣味の技能(ノウハウ)を獲得し、業務完了後においても、「自主グループ」の活動が継続的に自走するような素地が培われるものであることを基本とする。

③「高齢者居場所」への登録促進

これまで「高齢者居場所」としての登録をされていない「自主グループ」(本事業で新たに組成されたものを含む)が、本事業を契機に「高齢者居場所」の登録を行うよう、支援をするもの。登録条件は、以下のとおりです。

- ・ 3年以上継続して活動を行う意思を有すること。
- ・ 月2回以上、1回あたり概ね90分の活動が行われていること。
- ・ 市内に居住する高齢者5人以上が参加する見込みであること。
- ・ 活動するための場所は、12㎡以上であること。
- ・ 特定の者に参加を限定していないこと。
- ・ 飲食代や材料費等の実費負担を除き、参加費は無料であること。
- ・ ひらかた元気くらわんか体操などの介護予防活動を取り入れること。
- ・ 年に1回参加者数等の報告を行い、情報の公開(インターネット等)に同意すること。
- ・ 活動が営利・政治・宗教活動を目的としたものでないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員の統制下でないこと。

(2) 成果評価に必要な調査等の実施

成果評価等に用いるため、以下①～③に係る調査及び集計を行うものとする。調査方法は、名簿作成、アンケート調査、聞き取り調査などを想定しているが、実際の調査及び集計の方法は、民間事業者による提案をもって、市と協議のうえ、業務実施計画書(後述)にて定めるものとする。また、調査の際は、詳細内容を市と協議のうえ、市の承認を得て実施するものとする。

①「きっかけづくりの場」実参加者数の把握	
調査対象	「きっかけづくりの場」の参加希望者
調査時期	「きっかけづくりの場」への初回参加時 ※ 事前申込制が望ましい。 ※ 複数クールの場合は、開催期間(回)ごとに把握すること。
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報(氏名・住所・年齢・連絡先) ■ 現在の趣味の有無(有の場合は内容も確認) ■ 現在の自主グループの参加頻度 ■ 主観的健康観

②「自主グループ」の新規実参加者数・組成数の把握	
調査対象	「きっかけづくりの場」の参加者
調査時期	「継続フォローアップ」開始時 「継続フォローアップ」期間中において、おおよそ月1回程度
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報（氏名・住所・年齢・連絡先） ■ 新たに参加した自主グループ（既存可）の情報、参加状況 ■ 新たに組成した自主グループの情報、運営状況 ■ 自主グループへの参加開始日もしくは新規組成日（開始時のみ） ■ 自主グループの活動継続に関する意向・意欲

③6か月間の「自主グループ」継続状況の把握	
調査対象	「継続フォローアップ」の該当者
調査時期	6か月間の「継続フォローアップ」終了時
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報（氏名・住所・年齢・連絡先） ■ 本事業による趣味の獲得もしくは再開の有無 ■ 自主グループへの参加頻度 ■ 自主グループの活動継続意向・意欲 ■ 主観的健康観

（3）業務実施計画書

提案内容をベースとした年度毎の業務実施計画書を作成し、業務開始前に市の承認を受けること。

（4）業務報告書

業務の実施状況が分かるよう、書面にて月毎に報告を行うこと。なお、業務報告書の様式は業務開始前に市の承認を受けること。

（5）定期連絡会

業務開始後、受託者は実施情報の共有のため、四半期に1回程度、定期連絡会を開催するものとする。また、定期連絡会毎の議事録は受託者が作成し、市の承認を得るものとする。

（6）実績報告書

受託者は、5（2）の調査結果から各成果指標に係る成果値を集計し、実施した業務内容と共に取りまとめた実績報告書を、紙媒体及び電子データにて、下記期限までに市へ納品すること。また、当該年度に実施したアンケートや収集した名簿（個人情報）など、

調査において得た書類及び電子データもあわせて市へ提出すること。

6 支払条件等

(1) 成果指標・測定方法

① 成果指標(a) 「きっかけづくりの場」の実参加者数

5(1)で定義する「きっかけづくりの場」への参加者のうち、以下の要件を満たす人数を成果値とする。

- ・ 参加名簿等により参加者情報が確認できること。
- ・ 複数回で1クールとする「きっかけづくりの場」(連続講座など)においては、全回数のうち8割以上の参加をもって成果として計上する。
- ・ 複数の「きっかけづくりの場」に同一人物が参加した場合、重複カウントしない。なお、成果値は、5(2)において「きっかけづくりの場」ごとに調査・集計された名簿、実績報告書等により、本市が確認する。

② 成果指標(b) 「自主グループ」新規実参加者数のうち、6か月間継続者数

成果指標(a)の成果値に計上された者のうち、その後「自主グループ」に参加した者で、以下の要件を満たす人数を成果値とする。

- ・ 「きっかけづくりの場」参加時点で、「自主グループ」への参加が月1回に満たないこと。
- ・ 月1回以上、参加者が主体的に企画・開催する「自主グループ」への参加であること。
- ・ 「自主グループ」への参加開始日が確認できること。
- ・ 6か月間の「継続フォローアップ」期間中において、「自主グループ」へのおおよそ月1回以上の継続参加が確認できること。
- ・ 「継続フォローアップ」の6か月間終了時点における、「自主グループ」の継続参加の意向が確認できること。
- ・ 「自主グループ」での活動は、本事業によって新規組成されたグループ及び既存グループのどちらでも可とする。

なお、成果値は、実績報告書やその他提出書類により、本市が確認する。

③ 成果指標(c) 高齢者居場所の登録数

本市が指定する高齢者居場所登録に係る申請書の写し等、必要書類一式を提出すること。これにより、本市が成果を確認する。

④ 成果指標(支払につながらない指標) 事業者提案による指標

「きっかけづくりの場」への参加から、6か月間の「継続フォローアップ」を経て、4に定める成果を達成する為に、民間事業者が提案する業務プロセスにおいて適切な成果指標の提案を求める。成果指標の内容や目標値及び評価方法は、民間事業者の提案をもとに協議し、市が決定するものとする。

(2) 支払い基準

成果指標等	支払年度	支払基準	
最低支払額	R 4 年度	9,500,000 円	
	R 5 年度	750,000 円	
(a) 「きっかけづくりの場」の実参加者数	R 4 年度	達成目標(人数)	500 人
		成果連動支払額	上限 2,250,000 円
		算定式	2,250,000 円 × (成果値 / 500 人) ただし、成果値が 199 人以下の場合は支払無
	R 5 年度	達成目標(人数)	500 人
		成果連動支払額	上限 3,000,000 円
		算定式	3,000,000 円 × (成果値 / 500 人) ただし、成果値が 99 人以下の場合は支払無
(b) 「グループ活動」新規実参加者数のうち、6か月間継続者数	R 5 年度のみ	達成目標(人数)	300 人
		成果連動支払額	上限 9,000,000 円
		算定式	9,000,000 円 × (成果値 / 300 人)
(c) 高齢者居場所の登録数	R 5 年度のみ	達成目標(団体数)	15 グループ
		成果連動支払額	上限 3,000,000 円
		算定式	200,000 円 × 成果値
事業者提案による指標(支払につながらない指標)	R 5 年度のみ	達成目標(人数)	事業者提案により設定 (選定審査会の審議を経て市の承認を得たものに限る)
		算定式	事業者の提案により設定 (選定審査会の審議を経て市の承認を得たものに限る)

※ 上記記載の金額は全て税込みとする。

※ 成果指標(a)~(c)の算出式における「成果値/達成目標」の値は、小数点第4位以下切り捨てとする。

※ 成果値が達成目標を上回る場合は、成果連動支払額の満額を支払うものとする。

(3) 支払い要件

① 最低支払部分

・ 令和4年度

市は、受注者から受領した業務報告書及び実績報告書を確認し、業務が適切に実施されたと判断された場合、令和4年度分として設定されている最低支払い金額は履行確認の後、適法適式な請求を受けてから30日以内に受注者へ支払う。

・ 令和5年度

市は、受注者から受領した業務報告書及び実績報告書を確認し、業務が適切に実施されたと判断された場合、令和5年度分として設定されている最低支払い金額は履行確認の後、適法適式な請求を受けてから30日以内に受注者へ支払う。

② 成果連動支払部分

市は、受託者から受領した業務報告書及び実績報告書、実施したアンケートや収集した名簿等、調査において得た書類及び電子データをもって、6(1)及び(2)に基づく成果評価及び成果連動支払額の算出を行い、受託者へ通知する。通知受領後、受託者は速やかに市へ当該年度分の請求を行うものとする。

(4) 支払い時期

委託料の支払いは、年度毎の業務完了払いとする。各年度の支払い上限額は以下のとおり。

・ 令和4年度

上限 11,750,000 円(税込)

うち、最低支払額 9,500,000 円(税込)

・ 令和5年度

上限 15,750,000 円(税込)

うち、最低支払額 750,000 円(税込)

7 留意事項

(1) 苦情・事故対応

苦情・事故があった場合は速やかに本市へ報告するとともに、発生後、3日以内に書面にて報告書を本市に提出すること。

(2) その他留意

- ① 業務実施に不可欠な講師費用、賃借料、広報活動に係る経費、用具、備品（効果測定器具等を含む）、消耗品等に係る一切の費用は民間事業者の負担とする。
- ② 本事業の実施にあたり疑義が生じた場合、および本仕様書並びに関係法令等に記載のない事項で必要がある場合については、本市と別途協議の上実施するものとする。